

取扱区分:「公開」

第24回周南市都市計画審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

平成27年11月2日(月) 10時～
周南市市民館 2階大会議室2

第24回都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成27年11月2日（月） 10時～
- 2 開催場所 周南市市民館 2階大会議室2
- 3 出席委員 石川英樹会長・小野英輔委員・目山直樹委員・西田孝美委員・佐野弘委員・井本義朗委員・金子優子委員・岸村敬士委員・田中和末委員・土屋晴巳委員・福田唯史委員・黒元直人委員・梶山正一委員・財津恵子委員・清水保子委員・横山和人委員・柴崎和彦委員
- 4 欠席委員 廣川誠一委員
- 5 出席幹事 課長 有馬善己 ・ 課長補佐 高瀬文三郎
- 6 事務局 都市整備部次長 國澤 智己
都市計画課 吉武係長・藤村（悠）
- 7 関係人 道路課 中村課長、岡本主査
- 8 傍聴者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名
- 9 議題及び内容
 - ① 周南都市計画道路の変更について（山口県決定）
3・2・301中央通線
 - ② 周南都市計画道路の変更について（周南市決定）
3・4・308遠石江口線
- 10 議事の要旨

開会10時

開会宣言

委員の定数報告

部次長挨拶

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。

審議は、お手元の議事次第に従い進めてまいります。事務局から何かございますか。

(幹事)

1点お願いと1件報告がございます。

この会議は、議事録作成の都合上、録音をしております。委員の皆様には、お手数ですが、ご発言の際、お名前を名乗っていただきますよう御協力お願いいたします。

報告としまして、本日の傍聴定数は10名でございますが、傍聴者はございません。

事務局からは以上です。それでは、審議をよろしくお願いいたします。

(会長)

お手元の議事次第に従い進めてまいります。初めに、議事録の署名人についてお諮りしたいと思います。議事録の署名委員を、前回同様、目山委員と横山委員にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまより審議を進めてまいります。本日は、2件の諮問事項が提出されています。採決の方法は、異議の有無による採決としたいと思います。議案の説明を幹事から受けた後、質疑をお受けし、続きまして、討論、その後、採決となります。それでは、幹事より、議案の説明をお願いします。

(幹事)

それでは、議案について説明させていただきます。議案第1号は、都市計画道路3・2・301中央通線の変更、議案第2号は都市計画道路3・4・308遠石江口線の変更でございます。この2つの議案は、両路線を接続する交差点の改良に伴う区域の変更であり、両路線の変更内容が密接に関連することから、議案第1号と議案第2号を一括して説明させていただきます。まず、それぞれの議案につきまして、議案書に沿って説明し、その後、図面等を用いて、詳細な説明をいたします。よろしく申し上げます。

はじめに、議案第1号でございます。議案書の1ページをお願いいたします。内容は都市計画道路3・2・301中央通線の区域の変更で、決定権者は山口県でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。中央通線は、周南市大字久米字鳥越から新地三丁目までを結ぶ全長約7,260メートル、代表幅員36メートルの幹線街路でございま

す。

議案書の3ページをお願いいたします。計画の変更理由でございます。この度、中央通線と遠石江口線との交差点において、円滑な交通の確保を図るため、左折車線の設置など道路構造を見直すことにより、道路の区域の一部を変更するものでございます。変更の詳細につきましては、のちほど、詳しくご説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しております。この度の変更は、区域の変更のみであり、計画書の変更はございません。

続きまして、議案第2号でございます。議案書の7ページをお願いいたします。内容は都市計画道路3・4・308遠石江口線の区域の変更で、決定権者は周南市でございます。

議案書の8ページをお願いいたします。遠石江口線は、周南市青山町から西松原4丁目までを結ぶ全長約3,110メートル、代表幅員20メートルの幹線街路でございます。

議案書の9ページをお願いいたします。計画変更の理由でございます。この度、安全かつ円滑な交通処理を図るため、中央通線と遠石江口線との接続部分の交差点形状を見直すことにより、道路の区域の一部を変更するものでございます。変更の詳細につきましては、中央通線の変更と併せて、のちほど、ご説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

新旧対照表を示しております。この度の変更は、区域の変更のみであり、計画書の変更はございません。

続きまして変更内容の詳細につきまして、ご説明いたします。

まず、各路線の位置及び概要についてご説明いたします。

議案書の4ページ及び10ページになります。スクリーンに同じ位置図を示しておりますのでご覧ください。

議案第1号の中央通線は、延長約7,260メートル、代表幅員36メートル、代表車線数6車線の幹線街路でございます。

議案第2号の遠石江口線は、延長約3,110メートル、代表幅員20メートル、代表車線数2車線の幹線街路でございます。

この2つの路線に加え、その他南北2本の市道を接続する青山町交差点は、県内でも有数の複雑な交差点形状になっており、中央通線において、写真のように朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生しております。この度の計画変更は、青山町交差点付近での円滑な交通の確保を図るため、道路構造を見直すことにより、道路の区域の一部を変更するものです。

次に、議案第1号の中央通線の計画図についてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

図中の赤い線が変更後、黄色い線が変更前、緑色に変更なしの区域を示しています。今

回変更となるのは、道路区域の変更であり、変更区間は約170メートルとなります。

次に議案第2号の遠石江口線の計画図についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。

遠石江口線の起点は議案第1号の中央通線との交差点であるため、交差点改良に伴い、図中の赤い線のとおり道路区域が変更となります。変更前の区域を黄色い線、変更なしの区域を緑色の線で示しています。今回は、交差点部分の約40メートルが変更区間となります。

現況平面図と交差点改良の計画平面図を用いて、詳しく説明いたします。

まずは、議案第1号の中央通線についてご説明いたします。

現在の都市計画決定では、決定当時の計画交通量および道路構造令に基づき、車道は3.25メートルの6車線、両側に0.5メートルの路肩、6メートルの自転車歩行者道、3.5メートルの中央帯を設置し、全幅36メートルの道路構造としており、道路区域はスクリーン上に黄色で表示する区域です。

青山町交差点部は下り方面の3車線のうち、1車線を左折専用車線として運用しており、直線部が2車線に絞られるため、渋滞発生の大きな要因となっています。

今回の都市計画の変更は、下り方面において、左折専用車線を確保した上で、直進レーンを3車線とすることで、円滑な交通の確保を図ることを目的とし、道路区域が全幅39メートルになるため、道路の区域の一部を変更するものでございます。スクリーン上に赤色で着色した区域が変更後の道路区域になります。

次に、議案第2号の遠石江口線についてご説明いたします。

現在の都市計画決定は、議案第1号の中央通線に接続する形で、黄色く着色した区域が遠石江口線の決定区域でございます。この度の変更は、県道拡幅及び交差点の形状変更に伴い、赤色で着色した区域に変更となります。

続きまして、都市計画変更の手続きでございます。

議案第1号及び第2号の都市計画変更に関する説明会を8月10日に遠石公民館で開催しました。出席者は1名でした。

また、8月4日から8月26日まで、都市計画素案を縦覧に供し、周知を図りました。縦覧者は0名でした。

公聴会につきましては、公述の申出がありませんでしたので開催しておりません。

続きまして、都市計画の案の縦覧でございます。

議案第1号の中央通線の変更は県決定案件のため県において、議案第2号の遠石江口線の変更は市決定案件のため市において、素案のとおり都市計画の案を決定し、10月2日から10月16日までの2週間、県都市計画課と市都市計画課において縦覧を行いました。縦覧者は両案ともに1名で、意見書の提出はありませんでした。

今後の都市計画の手続きでございしますが、議案第1号の中央通線の変更は、本日も審議

いただきました結果を市の意見として県に提出し、その後、県の都市計画審議会に付議されることとなります。県の審議会で案のとおり決定されましたら、県の告示が行われ、正式な決定となります。

議案第2号の遠石江口線の変更につきましては、本日ご審議のうえ、県との協議を経て、市が変更の告示を行い、正式な決定となります。

なお、変更の告示は12月中を予定しております。手続きとしましては、以上のとおりです。

議案第1号及び議案第2号の説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

幹事から説明がありましたが議案第1号及び第2号につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。なお、議事録の作成上、ご意見、ご質問の際には名前を告げられてご発言をお願いいたします。

(委員)

変更そのものに異議も疑念もありませんが、説明資料が弱いと感じました。改良に伴い、どのぐらい効果があるのか等を説明の中で示していただきたかった。現況交通量や飽和度、改良後の数値、交通安全対策など、検討されていると思いますので、説明がほしいです。都市計画の変更に関しては、区域の変更のみですが、そのような資料が示されると、説明がより丁寧かなと感じました。

それから、近年、通勤通学等、自転車の通行空間の問題が社会問題で世相を賑わしていますけど、自転車専用道ではなく、歩行者自転車道として設計されている考え方も示していただければよかったかなと思います。

最後にもう一つ、この改良に至った全体的な経緯を示すべきかなと思いました。私自身、ここの交差点の改良だけでは、交差点の形状が抜本的に変わるわけではないので、あまり根本的な解決にはならないと感じています。審議会の中では、民間の開発計画も併せてご説明された方が、より理解が深まったのではないかと思います。

(幹事)

まず、現況交通量と将来交通量についてお答えします。平成26年4月に県において交通量調査が実施され、中央通線の現況交通量は、47,369台/日、計画交通量は、46,300台/日です。遠石江口線の現況交通量は、13,117台/日、計画交通量は、18,600台/日です。

渋滞状況につきましては、中央通線下り車線で、朝の通勤ピーク時に滞留長約600m、

遠石江口線は夕方へのピーク時で滞留長300mでございます。計画交通量をもとに道路構造を決定しており、6車線としております。自転車道につきましては、歩行者と自転車を区別する形ではなく、6mの幅員の中で歩行者と自転車が通行可能となっております。

(委員)

イズミの出店ため、道路改良を行うと認識しているが、図面を見ると、イズミへの出入口等の動線がありません。かなりの混雑が予想されるが、どのように考えているのでしょうか。

(幹事)

この度の道路構造の見直しは、イズミの出店に伴うものではなく、交差点の長年の懸案事項となっている、交通渋滞等を目的としたものであり、県において対策を検討されてきたところに、出店の時期が重なったものです。イズミの出店に合わせて、イズミと行政で協議しながら、道路構造を検討しております。

イズミの出入口につきましては、円滑な交通処理が図られるよう、開発者の施工により、外周道路を整備し、西側及び南側の道路等へ整備する予定でございます。

(会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

ないようでしたら、次に議案につきまして討論に移ります。何かご意見はございませんでしょうか。

(会長)

ご意見、ご質問がないようでしたら採決を行います。議案としては、独立しておりますので、それぞれ採決を採りたいと思います。

まず、議案第1号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議がないようですので、議案第1号につきましては、原案どおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

次に、議案第2号につきまして、周南市都市計画審議会として原案どおり承認してよろ

しいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、異議がないようですので、原案どおり可決することといたします。可決された案件につきましては、早速市長に答申いたします。

本日の審議は以上でございます。その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行を引き継ぎたいと思います。よろしくお願いいたします。

(幹事)

事務局からの連絡事項は、特にございません。

以上をもちまして、第24回周南市都市計画審議会を終了致します。

委員の皆様、本日はご審議ありがとうございました。

閉会 10時35分